

(別紙)

「松が岬おまつり広場の指定管理者の指定について」に対する附帯決議（案）

松が岬おまつり広場は、多目的広場として催事などで広く市民に利用されているほか、本市を代表する上杉神社などの観光地や博物館・文化施設に隣接し、公共性の高い駐車場としても使用されている。しかしながら、昼夜を問わず恒常的に駐車され、隣接する道路の渋滞時には通り抜けする車もあるなど、通年を通して混雑が見られる場所となっている。あわせて、路面の破損箇所も目立ち、本来の多目的広場及び駐車場としての安全な運営に支障をきたす恐れがある。

一方で、近年、本市の財政状況は悪化の一途をたどり、観光資源を維持、発展させるためには、財源確保に向けた事業を検討する必要がある。当該駐車場は、年間駐車台数6万8000台を超えている現状であり、国内の主な観光地の駐車場有料化の実態をみれば、一定程度の駐車料収入が見込めるものと推察される。平成29年度に予定されている東北中央自動車道の開通後は、より一層の観光客数が見込めることから、開通前に駐車場の有料化を実施することが、本市の財政にとっても大きく貢献するものと考えられる。

以上のことから、松が岬おまつり広場の指定管理の指定後は、以下の点についての対応を求める。

- 1 当該施設について、駐車場利用状況の実態を明瞭に調査し、有料化に向けた計画を策定すること。
- 2 本市の財政状況を踏まえ、平成29年度に予定されている東北中央自動車道開通前に駐車場の有料化を実施すること。
- 3 駐車場の収益に関しては、本市の観光振興、整備に充てること。